

兵庫地方最低賃金審議会
第3回計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月9日(月) 14時53分～15時34分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、黒石委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、黒田委員、谷口委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 それでは、定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、始めさせていただきます。</p> <p>大変お暑い中の御出席、ありがとうございます。</p> <p>ただ今から、第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。</p> <p>本日は、梅野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでした。</p> <p>では、この後の進行につきまして、梅野部会長が御欠席されていますので、部会長代理の千田委員をお願いいたします。</p> <p>千田部会長代理 それでは、議題に入りたいと思いますが、その前に本日は梅野部会長が御欠席ですので、本日の審議会の公益側の議事録確認については私が行うとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 異議なし。</p>	

千田部会長代理

ありがとうございます。

では、私が公益側として、議事録確認を行うこととします。

それでは、議題に入ります。

まず、前回 8 月 23 日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題(1)「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。

今までの審議の中で、お話しいただいている部分もありますが、労使から金額審議に当たった金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に労使それぞれで打合せの時間は必要でしょうか。

労使各委員

お願ひします。

千田部会長代理

それでは、別室の御準備お願ひいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

千田部会長代理

それでは、審議を再開いたします。

申出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願ひいたします。

黒石委員

それでは、私の方から、提案をさせていただきます。

前回の必要性審議におきましては、電子への組入れのお話を述べさせていただきましたが、それについては、また別途お話をさせていただきます。

特定最賃の優位性というところでは考えた場合でのお話をさせていただきますと、やはり優位性ということであれば、最大限引き上げるべきだと考えます。

前回もお話しさせていただきましたように、今企業にとっては、どうしても人材確保は死活問題というところがあります。そういったことを大きく考えまして、今回は地賃の引上げ額 51 円にプラス 2 円した時間額 1,055 円、今のところこの金額が計量器における労働協約下限最大限の金額となるのですが、その金額をまずは主張させていただきたいと考えます。

この金額を影響率でみた場合にも、地賃が一気に 51 円上がってしまったら、そこからは影響率は全然変わらないものですから、そこは最大限のことを考えた方が良くはない

というところで、53円引上げ、時間額1,055円ということで提案をさせていただきます。

千田部会長代理

それでは、次に使用者側委員からお願いいたします。

岡村委員

前回もお話しさせていただきましたとおり、これだけ兵庫県の地方最低賃金も上がってくる中で、我々のこの業界、規模感も含めていろいろな企業がある中で、専門部会での賃金改正の必要性はなしにということも議論させていただく中で、この専門部会の在り方も含めて、継続して検討していきましょうという御提案をいただきまして、我々側としても、改正必要性ありとして金額を考えましょうという話をさせていただきました。

そういう意味ではマックスの金額をという御提案も分かりますが、我々が第1回から申し上げておりますとおり、我々の業界の中にも中小含め様々な企業がある中で兵庫県の地方最低賃金もこれだけ大きく上がってくることに対応するというのも非常に厳しい状況にあります。

これまで申し上げましたとおり、もちろん賃上げで労働者の声に沿って、我々も新しい人材を確保するということも大切ですが、同じお金を使っても、環境を変える、休日を増やすなど様々なことに使っていくことも必要ですので、やはり我々としては、10月1日からの地賃1,052円に最低のプラス1円にとどめていただきたいと思います。以上です。

千田部会長代理

ありがとうございます。

それでは、労使双方の基本的な提示額をお伺いしたわけですが、現状では労使双方のお考えに開きがありますので、ここから、改めて、詰めていきたいと思えます。

まず、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただいて、その後使用者側とお話をさせていただくという流れでやりたいと思えます。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

千田部会長代理

それでは、まず使用者側からお願いいたします。

(公労会議、公益・事務局打合せ、公使会議)

千田部会長代理

それでは、労側、使側双方からお話を聞かせていただいた結果について、公益の方から

報告をさせていただきます。

現状では労使双方からお話をお伺いしましたが、本日の段階では労働者側は 53 円引上げの 1,055 円、使用者側は 51 円引上げの 1,053 円というところで、労使の主張される金額にはまだ隔たりがあり、結果的には一致に至っておりません。

労使双方からもう少し審議を重ねたいという御意見をいただきましたので、引き続き次回に持ち越しをしたいと考えております。

ですので、次回の日程調整等について、事務局から御説明をお願いいたします。

安積賃金室長

では、次回の日程ですが、10月1日火曜日の午前10時からで予定することができますので、よろしいでしょうか。

(各委員より、出欠について情報交換)

千田部会長代理

それでは、今お話しいただいたとおり、今回は10月1日火曜の午前10時からの開催といたします。

今回は、金額審議の2回目となりますが、引き続き公開といたします。

続いて、議題(2)「その他」に入りますが、事務局から説明をお願いいたします。

安積賃金室長

事務局より、説明させていただきます。

前回の8月23日の専門部会におきまして、労働者側委員の方からこの計量器等製造業に係る過去の電子部品等製造業から分離された際の労働局が保有する資料等があれば、提供していただきたいという御依頼を受けておりますので、その件につきまして、御回答をさせていただきます。

お手元にお配りしてあります資料を御覧いただきたいと思います。

この資料では令和6年度版、昭和63年度版、平成元年度版の最低賃金決定要覧の兵庫県の特定最低賃金部分だけを抜粋しております。

まず、2ページを御覧いただきたいと思います。

これが、令和6年度、つまり現状の特定最賃の一覧になります。

この2ページの赤線を付している部分が、まさしくここで審議していただいている計量器等製造業の特定最賃の部分になります。

赤線を引いているその右下に波線を付しておりますが、そのかっこを付けた波線の部分が業種設定された時期ということになります。

それによると、この平成元年3月31日に現在の兵庫県計量器等製造業の特定最賃が設定されたということが確認できます。

そこで、事務局としましては、労働局で保管している書類等の中から平成元年当時の経

過が分かるような審議会資料について、確認をしましたが、残念ながら労働局で保管する行政文書につきましては、保存期間というのが定められており、昭和63年及び平成元年当時の審議会資料につきましては、保存期間がすでに経過しており、その保管の確認ができませんでした。

ただし、昭和63年度版と平成元年度版のそれぞれの最低賃金決定要覧の書籍については確認できましたので、資料として添付させていただいております。

まず、4ページを御覧いただきたいのですが、これが昭和63年度の要覧です。

これを御覧いただきますと、兵庫県の特定期間最低賃金としましては、この4ページの右上の機械・金属製品等製造業、かっこを付しているように、昭和62年12月1日に設定されたという部分のみ確認ができ、計量器等とか、電子部品等の製造業の特定期間は確認できませんでした。

7ページを御覧ください。これが平成元年度版の要覧の資料になります。

7ページの右側を御覧いただきますと上から2つ目、3つ目、4つ目ですが、一番上に機械・金属製品等製造業、その次に電気機械器具製造業、その下に計量器等製造業というところで、この段階で新たに特定期間最低賃金として、電気機械器具製造業と計量器等製造業が新たに設けられていることが確認できます。

さらに、もう一步踏み込んで、設定されたのがいつなのかというのを御覧いただきますと、この右側の機械・金属製品等製造業のかっこのところが、平成元年3月31日になっています。

この要覧から見ますと、昭和63年には、機械・金属製品等製造業しかなかったものが、平成元年3月31日に機械・金属製品等製造業、電気機械器具等製造業、計量器等製造業の3つに分かれたということが確認できると思います。

ただ昭和63年にあった機械・金属製品から3つに分かれたのか、あるいは機械・金属製品から電気機械に分かれて、新たに計量器が設定されたのか、どういう形で設定されたかという詳しい経過や背景までは確認できませんでした。

それを踏まえまして、事務局でも厚生労働省本省の方にもそういった経過が分かるものがないか確認しましたが、やはりその経過は分からず、平成元年に兵庫労働局では先ほど申しましたように機械・金属製品等製造業と電気機械器具等製造業、計量器等製造業の3つが新たに設定されているということだけの確認ができたという回答を得ております。

以上が事務局での御説明とさせていただきます。

千田部会長代理

ありがとうございます。

ただ今前回の専門部会で労働者側委員からの御要望に対して、事務局から資料の提供と説明がありましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

岩崎委員

ありがとうございました。

千田部会長代理

それでは、用意した議題は以上ですので、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

千田 直毅

黒石 尚稔

岡村 剛敏